

⑫ 民事執行事件

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		備考
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	
民事執行事件	① 訴訟事件の1/2相当額	① 訴訟事件の1/4相当額	本案事件(督促手続事件を含む)の終了後、民事執行事件を委任するときの着手金は、①の着手金の1/3相当額とします。
執行停止事件	① 訴訟事件の1/2相当額	-	